

●香川県告示第123号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において平成28年3月25日から同年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般県道（179号）端岡停車場線	高松市国分寺町新居字橋岡1790番1地先から 高松市国分寺町新居字上向田1345番8地先まで
主要地方道（12号）三木国分寺線	高松市国分寺町新名字北川向574番1地先から 高松市国分寺町新居字上向田1343番1地先まで
主要地方道（39号）国分寺中通線	高松市国分寺町新名字北川向577番2地先から 高松市国分寺町福家字坂折甲483番1地先まで
一般県道（161号）高松坂出線	高松市香西北町700番1地先から 坂出市林田町字馬場南3104番1地先まで
主要地方道（16号）高松王越坂出線	高松市香西本町308番1地先から 高松市香西北町700番1地先まで

2 指定する期日 平成28年4月1日